

制定：令和4年4月1日盛岡市告示第 237号

最終改正：令和6年4月12日盛岡市告示第 255号

盛岡市就職氷河期世代求職者常用雇用支援金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、就職氷河期世代求職者の常用雇用をした市内事業者に対し、予算の範囲内で、就職氷河期世代求職者常用雇用支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、就職氷河期世代求職者の就労の促進及び雇用の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職氷河期世代求職者 特定非営利活動法人もりおかユースポートが運営するもりおか若者サポートステーションにおいて求職の支援を受けるために登録されている35歳以上の者をいう。
- (2) 常用雇用 次に掲げる労働契約に基づく雇用をいう。
 - ア 期間の定めがない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間未満であるものを除く。）
 - イ 期間の定めがある労働契約（当該労働契約に基づき雇用された者の希望によって、その雇用された日から起算して6月を経過する日までにアに掲げる労働契約に変更される見込みがあると市長が認めたものに限る。）
- (3) 市内事業者 市の区域内に雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所を有する事業者で、市税を滞納している者その他支援金の支給が適当でないと市長が認めた者に該当しないものをいう。

(支給金額)

第3 支援金の額は、市内事業者が令和4年4月1日から令和7年2月28日までの間に常用雇用をした就職氷河期世代求職者（当該常用雇用の日前1年以内に当該市内事業者によって常用雇用をされたことがない者に限る。）1人につき10万円とする。

(支給の申請)

第4 支援金の支給を受けようとする市内事業者は、盛岡市就職氷河期世代求職者常用雇用支援金支給申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第3に規定する就職氷河期世代求職者に係る労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第4項に規定する書面の写し
- (2) 第3に規定する就職氷河期世代求職者に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条第1項の雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (3) 第3に規定する就職氷河期世代求職者を第2第2号イに掲げる労働契約に基づき雇用する場合にあっては、当該就職氷河期世代求職者の希望によって、その雇用された日から起算して6

月を経過する日までに同号アに掲げる労働契約に基づき雇用する旨の誓約書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和7年2月28日までに行わなければならない。

(支給決定の通知)

第5 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは盛岡市就職氷河期世代求職者常用雇用支援金支給決定通知書により、支援金を支給しないこととしたときは盛岡市就職氷河期世代常用雇用支援金不支給決定通知書により当該申請書を提出した市内事業者へ通知するものとする。

(支援金の支給)

第6 市長は、支援金の支給を決定した市内事業者に対しては、速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7 市長は、就職氷河期世代求職者の雇用の状況等を確認するために必要があると認めたときは、支援金を支給した市内事業者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

(支援金の返還)

第8 市長は、支援金の支給を受けた市内事業者が次に掲げる場合に該当したときは、支援金の返還を求めるものとする。ただし、倒産、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の支給を受けた場合

(2) 就職氷河期世代求職者が、常用雇用をされた日から起算して6月を経過する日までに離職（死亡、疾病その他当該就職氷河期世代求職者の責めに帰することができない事由によるものを除く。）をした場合

(3) 第2第2号アに掲げる労働契約に基づき雇用された就職氷河期世代求職者が、その雇用された日から起算して6月を経過する日までに、期間の定めがある労働契約に基づき雇用されることとなった場合

(4) 第2第2号イに掲げる労働契約に基づき雇用された就職氷河期世代求職者が希望したにもかかわらず、その雇用された日から起算して6月を経過する日までに、当該市内事業者により同号アに掲げる労働契約に基づいて雇用されなかった場合

(5) その他支援金の支給が適当でないと市長が認めた場合